

令和7年度埼玉県文化部活動インターンシップ～実施要領～

埼玉県教育委員会

1 実施方法

【県立高等学校】

(1) 申込み

指導者派遣を希望する県立高等学校の校長は「文化部活動インターンシップ」希望調査票（様式1）を令和7年4月21日（月）までに県教育委員会教育長に1部提出する。

また、校長が推薦し、自校で活用を希望する指導者（大学生・非常勤講師）がいる場合には、「文化部活動インターンシップ」指導者推薦書（様式2）を併せて1部提出する。

※推薦する指導者が大学生の場合には、「文化部活動インターンシップ」申込書（様式3）を大学生が県教育委員会教育長に直接郵送で1部提出する。

1校で複数の部活動に指導者の派遣を希望する場合は、様式をコピーし使用する。

※推薦する指導者がいない場合は、派遣できない場合もある。

(2) 実施計画

派遣が決定した学校には、派遣決定通知書を送付する。

派遣が決定した県立高等学校の校長は、具体的な指導内容、指導日等について指導者と打合せをすること。指導開始日は令和7年5月12日（月）以降とする。

(3) 報告

各県立高等学校の校長は、事業終了後2週間以内に「文化部活動インターンシップ」実施報告書（様式4 No.1・No.2）を県教育委員会教育長に1部提出する。

報告書の提出確認後、県教育委員会教育長は指導者に修了証を交付する。

【市町村立中学校】（さいたま市を除く）

(1) 申込み

指導者派遣を希望する市町村立中学校長は「文化部活動インターンシップ」希望調査票（様式1）を市町村教育委員会が定める日までに当該市町村教育委員会教育長に1部提出する。

また、校長が推薦し、自校で活用を希望する指導者（大学生・非常勤講師）がいる場合には、「文化部活動インターンシップ」指導者推薦書（様式2）を併せて1部提出する。

※推薦する指導者が大学生の場合には、「文化部活動インターンシップ」申込書（様式3）を大学生が県教育委員会教育長に直接郵送で1部提出する。

1校で複数の部活動に指導者の派遣を希望する場合は、様式をコピーし使用する。

各市町村教育委員会教育長は、当該教育事務所に令和7年4月14日（月）までに希望調査票（様式1）及び指導者推薦書（様式2）を1部提出する。各教育事務所

長は、県教育委員会教育長に令和7年4月21日（月）までに希望調査票（様式1）及び指導者推薦書（様式2）を1部提出する。

※推薦する指導者がいない場合は、派遣できない場合もある。

(2) 実施計画

派遣が決定した学校には、派遣決定通知書を送付する。

派遣が決定した市町村立中学校長は、具体的な指導内容、指導日等について指導者と打合せをすること。指導開始日は令和7年5月12日（月）以降とする。

(3) 報告

各市町村立中学校の校長は、事業終了後2週間以内に「文化部活動インターンシップ」実施報告書（様式4 No.1・No.2）を当該市町村教育委員会教育長に1部提出する。各市町村教育委員会教育長は、文化部活動インターンシップ」実施報告書（様式4 No.1・No.2）を当該教育事務所に1部提出する。各教育事務所長は「文化部活動インターンシップ」実施報告書（様式4 No.1・No.2）を県教育委員会教育長に1部提出する。

報告書の提出確認後、埼玉県教育委員会教育長は指導者に修了証を交付する。

【大学生・非常勤講師】

(1) 申込み

大学生は「文化部活動インターンシップ」申込書（様式3）に必要事項を記入し、令和7年4月21日（月）までに県教育委員会教育長に郵送にて1部提出する。（住所は下記提出先）

非常勤講師は勤務校の校長を通じて指導者推薦書（様式2）を提出する。

書類受理後、県教育委員会が調整し、派遣校を決定する。

※調整が難航して派遣できない場合もあるので、事前に各自で希望校と調整をしてから申し込むことが望ましい。

(2) 実施計画

派遣校が決定した場合は、当該校長と指導者は具体的な指導内容、指導日等について打合せを行う。

下記指導者講習会に必ず参加する。なお、講習会時までに派遣校が決定しなかった場合にも、講習会に参加すること。

(3) 報告

学校からの報告書の提出確認後、県教育委員会教育長は修了証を交付する。

2 指導内容・指導回数・指導時間

(1) 指導期間は指導者講習会終了後、令和7年5月12日（月）から令和8年1月31日（土）までとする。

(2) 指導回数は10回以上とする。

(3) 1回の指導時間は2時間を超えないこととする。各学校の顧問教諭と綿密な打合せの後、共通理解のもと指導に当たること。

3 指導者講習会 (※ オンライン講習会又は個別説明等に変更する場合あり)

- (1) 日 時 後日連絡
- (2) 会 場 後日連絡
- (3) 内 容 文化部活動の現状と課題・安全対策等講習等

4 提出先及び問合せ先

【高校】

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課教育課程担当
電話番号 048-830-7391 (直通)
アドレス a6760-36@pref.saitama.lg.jp

【中学校】

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課学力向上推進・学力調査担当
電話番号 048-830-6777 (直通)
アドレス a6750@pref.saitama.lg.jp

その他

- ・ 様式 1, 2, 4 の提出は電子データで行うこと。大学生が様式 3 を提出する場合には、署名・捺印の上、上記まで郵送にて提出をすること。
- ・ 講習会時に本事業におけるスポーツ安全保険に全員が加入するので、800 円（マーケティング・バトン はスポーツ活動のため 1,850 円）を用意すること。（他の団体賠償保険では、本事業での保険が適用されないので注意すること。）
- ・ 本事業を修了した者には、県教育委員会教育長が修了証を交付する。交付を受けた者は、埼玉県教員採用選考試験志願書のボランティア活動欄にその旨を記載することができる。（令和 9 年度埼玉県教員採用選考試験以降）
- ・ 本事業は、本県の教員を目指す大学生や非常勤講師を対象とする。